



TOKIO MARINE
NICHIDO

Total assist 超保険

改定のご案内

2021年4月1日
以降 更新用

東京海上日動では、超保険(新総合保険)について、以下のとおり改定を実施します。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。
各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

契約全体について

■「Webご契約内容一覧表」の新設 (2020年10月改定)

●2020年10月以降始期契約より、「Web証券」または「Web・更新案内ハガキ」をご選択いただいている場合の、ご契約内容一覧表の提供方法を、書面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧^{*1}いただく方式(Webご契約内容一覧表)としました。

*1 東京海上日動のホームページ内の契約者さま専用ページ(マイページ)でご確認いただけます。

住まいに関する補償について

■保険料の改定 (2021年1月改定) (2021年3月改定)

●自然災害による保険金のお支払いが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率^{*1}が改定されたこと^{*2}、また、東京海上日動における自然災害以外の保険金のお支払いも増加している状況等を踏まえ、保険料水準を見直します^{*3}。

●建物の所在地や補償タイプ等のご契約条件により、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。

*1 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

*2 2019年10月7日に、損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

*3 2021年1月と2021年3月に見直しを行います。

図1: 主な自然災害による支払保険金の推移

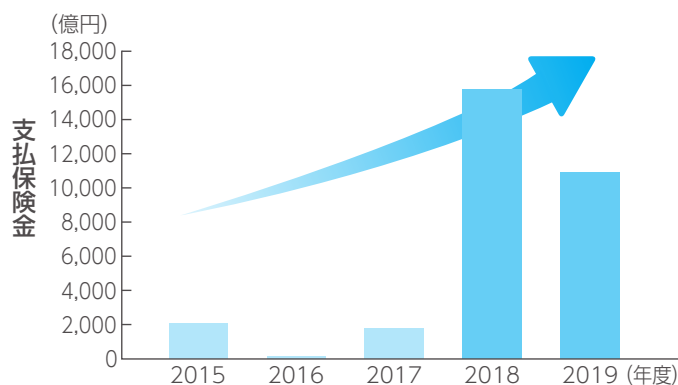


図1: 一般社団法人日本損害保険協会の資料をもとに作成(全社計)

図2: 自然災害以外による支払保険金の推移

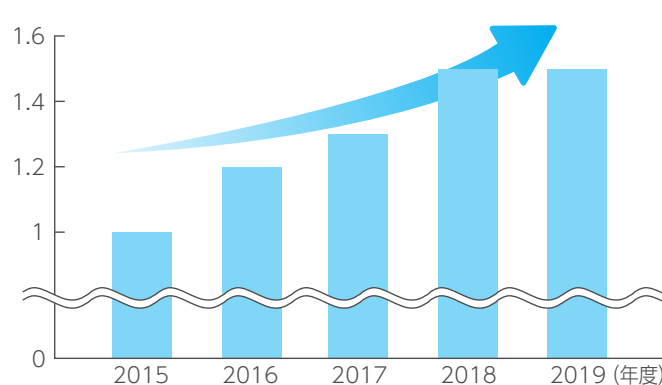


図2: 2015年度の水準を1とした場合の各年度の支払保険金の推移(弊社実績)

■築浅割引の改定

(1) 築浅割引の改定 (2021年1月改定) (2021年3月改定)

築年数の浅い建物ほど保険金のお支払いが少ない傾向にあります。このような築年数によるリスク実態の違いを反映させるため、築浅割引の割引率を見直し、築年数に応じた割引率に改定します^{*1}。なお、割引率は、築年数やご契約条件によって異なります。

*1 築浅割引の割引率は、2021年1月と2021年3月に見直しを行います。

※更新契約の場合、築年数の経過に伴い、お客様にご負担いただく保険料が引上げとなる場合がございます。詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(2) 築年数算出方法の変更 (2021年1月改定)

保険料を決定する要素である築年数の算出方法を「建築年月から保険始期年月までの年数(1年未満の端月数は切り捨て)」に変更します。

<築年数の算出例:建築年月が2011年12月、保険始期年月が2021年1月の場合>

	改定前	改定後
築年数	10年	9年
算出方法	「建築年」から「保険始期年(始期日の属する年)」までの年数(暦年単位)で算出。 2021年-2011年=10年	「建築年月」から「保険始期年月(始期日の属する年月)」までの年数で算出。 2021年1月-2011年12月=9年1か月 ⇒1年未満の端月数は切り捨てるため、築年数は9年となります。

※「建築年月」のうち、建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。

■特定設備水災補償特約(浸水条件なし)の改定 (2021年1月改定)

2021年1月1日以降始期契約より、特定設備水災補償特約(浸水条件なし)について、下表のとおり、支払限度額(保険金額)のラインナップを拡充するとともに、保険の対象に昇降設備(ホームエレベーター等)を追加します。

	改定前	改定後
支払限度額(保険金額)	50万円、100万円、150万円	50万円、100万円、150万円、 300万円、500万円 NEW
保険の対象	①空調設備、冷暖房設備 ②充電設備、発電設備、蓄電設備 ③給湯設備 ④①～③の各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	①空調設備、冷暖房設備 ②充電設備、発電設備、蓄電設備 ③給湯設備 ④昇降設備 NEW ⑤①～④の各設備に付属する配線・配管・ダクト設備

■構造級別判定方法の改定 (2021年1月改定)

保険料を決定する要素である構造級別について、建築基準法改正(2019年6月施行)に伴い、2021年1月1日以降始期契約より、主要構造部が一定の耐火性能を有する建物をM構造またはT構造として取り扱います。従来、主要構造部の耐火性能が「耐火構造」や「準耐火構造」等に該当することは確認できたが、建物全体の耐火性能が「耐火建築物」や「準耐火建築物」等に該当することを確認できなかった契約について、2021年1月1日以降始期契約においてはM構造またはT構造でご契約いただける可能性があります。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

■その他の改定 (2021年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

譲渡に関する規定の改定	保険の対象の譲渡に伴い、保険契約の権利および義務を保険の対象の譲受人に譲渡しようとする場合で、あらかじめ通知しなかったときでも所定の条件を満たす場合には、あらかじめ通知されたものとして取り扱います(地震保険も同様に扱います)。 ※本取扱いは、2020年12月31日以前始期契約についても、2021年1月1日より適用します。ただし、この取扱いによる保険金のお支払いは、2021年1月1日以降の事故から対象となります。
住まいの選べるアシスト特約の保険料の改定	保険金のお支払い状況を踏まえ、保険料を引き下げます。
簡易評価基準の改定	建築費や物価の上昇等を踏まえ、建物の再取得価額*1を算出する際に使用する年次別指数・新築費単価を改定します。

*1 保険の対象を、修理、再築、再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

■地震保険の保険料の見直し (2021年1月改定)

地震保険の保険料は、2017年1月以降、数回に分けて*1段階的に改定を行うこととしており、今回は前回(2019年1月)の改定に続く3回目の改定です。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*1 保険料の改定を3段階に分けて行い、その間に発生する保険料収入の不足はその後の保険料改定で解消します。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定はすべての損害保険会社共通のものです。

■地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料の見直し (2021年1月改定)

地震保険の保険料が見直しされることに伴い、長期かつ安定的に補償を提供し続けていくために、住まいの補償の特約としてご契約いただく地震危険等上乗せ補償特約*1の保険料についても見直します。都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(ご参考)

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、地震保険責任の一定額を民間保険会社が負担し、それを超える巨額な地震損害を政府が負担することにより成り立っていますが、超保険(新総合保険)の地震危険等上乗せ補償特約*1にはこの仕組みがありません。

*1 総合補償条項の「地震危険等上乗せ担保特約」を含みます。

【ご参考】モバイルエージェントのバージョンアップ

2020年10月より、モバイルエージェントから水害ハザードマップが確認しやすくなりました。アプリからは、万が一の事故の際に3分程度で事故のご連絡ができることに加え、その後の経過確認や書類提出も簡単に行うことができます。また、自然災害に備えるための動画の配信や、避難情報等のPUSH配信も行っています。マイページ(契約者さま専用ページ)のご登録とあわせてご活用ください。



ダウンロードはこちら

※モバイルエージェントとは、保険契約の管理から万が一の事故時まで便利な機能を集めたスマートフォンアプリです。

自動車に関する補償について

■人身傷害保険の逸失利益等の算出にかかわるライブニッツ係数の改定 (2020年4月以降の事故)

- 2020年4月に民法が改正され、法定利率が「年5%」から「年3%」になります。
 - 人身傷害保険で、死亡や後遺障害による損害における「逸失利益」等の算出に用いる「ライブニッツ係数」を、上記改定に伴い、「年3%」の法定利率に基づき算出された値に改定します。
- ※人身傷害保険における年齢別の損害額目安を「重要事項説明書」に記載しておりますので、保険金額の設定にあたりご参照ください。

■ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約における新端末の導入 (2021年4月改定)

- 被追突事故にも備えたい等のお客様のご要望にお応えし、新たに前方撮影カメラと後方撮影が可能な車内カメラを搭載した2カメラ一体型の新型ドライブレコーダー端末をラインアップし、前方カメラのみ搭載の従来型と2カメラ一体型の2種類から選択いただけるようになりました。
- 新端末では、わき見警告等の新たな機能も搭載し、より安心・安全なカーライフをお届けします。

お客様をお守りする保険会社
ならではの機能を搭載!
新しいドライブレコーダー
が誕生!

		〈従来端末〉 前方1カメラ型	〈新端末〉 2カメラ一体型 NEW
			<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><外側></p>  <p>前方カメラ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>車内カメラ</p>  <p><内側></p> </div> </div>
【従来端末と新端末の比較】		<p>撮影範囲</p>  <p>前方映像のみ</p>	<p>撮影範囲</p>  <p>前方+側方+後方映像*1</p>
サービス	"事故時"の安心	事故映像記録・自動転送	
		事故時の自動連絡・音声通話	前方座席のみ
		駐車中監視	なし
		事故状況再現システム	あり
	"いつも"の安心	前方車両接近警告・片寄り警告・急操作警告	あり
		わき見警告	なし
		危険地点接近警告	あり
		SOS発信機能*2	あり*3
		安全運転診断レポートの単位	自動車ごと
		安全運転診断レポートの閲覧・急操作記録の閲覧等(専用Webサイト)	なし
機能	見守り者の設定(専用Webサイト)	なし	
	顔識別機能	なし	
	言語	日本語のみ	
保険料(月額)*4		620円	810円

*1 お車の形状(リアガラスの大きさ等)や、同乗されている方の着座位置により、撮影可能範囲が限られることがあります。
 *2 他の自動車からの危険な運転行為(あおり運転や急な割り込み等)を受けた場合や運転中の急な体調不良の場合等のトラブル発生時に、端末下部にあるボタンを3秒以内に4回押すことでオペレーター*5に通話接続され、オペレーター*5から状況に応じた適切なアドバイスを受けることができます。
 *3 2021年3月以降のソフトウェアアップデート後に、利用可能となる予定です。
 *4 保険期間1年、分割払、分割割増なしの場合の月額保険料です。
 *5 提携企業のプレミア・エイド社

■エコノミー車両保険(車対車+A)の補償拡大 2021年4月改定

- 従来の車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)の対象事故に以下を追加します。
 - ①当て逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故(駐車中、停車中、走行中を問いません。)
 - ②ご契約のお車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触
 - ③動物との衝突・接触
 ※上記いずれの事故も3等級ダウン事故として取り扱います(飛来中の動物との接触等、1等級ダウン事故に該当する場合は除きます。)。
- 本特約の正式名称を「車両危険限定補償特約(自動車・動物)」に、「車両危険限定補償特約(A)」とあわせてご契約いただく場合のペットネームを「エコノミー車両保険(自動車・動物+A)」に変更します。
- 上記改定に伴い、「駐車中の当て逃げ被害補償特約」を廃止します。

【衝突事故および転覆・墜落事故に関する補償範囲(エコノミー車両保険の場合)】

			改定前			改定後	
			エコノミー車両保険(車対車+A)	エコノミー車両保険(車対車+A)に「駐車中の当て逃げ被害補償特約」をセット		エコノミー車両保険(自動車・動物+A)	
				運転中	駐停車中	運転中	駐停車中
衝突・接触	相手: 自動車	ご契約のお車の所有者が所有する他の自動車	○	○	○	○	○
		詳細不明車(当て逃げ等)	×	×	×	○	○
		相手: 自動車以外	×*1	×*1	○	×*1	×*1
	動物	×*1	×*1	○	○	○	
墜落・転覆			×	×	○	×	×

○: 補償対象 / × 補償対象外

*1 飛来中・落下中の他物との接触事故は○です。

■ノーカウント事故の対象範囲拡大(自動運転車への対応等) 2021年4月改定

- 各種法令改正により日本国内で自動運転車が走行できる環境が整いました。しかし、自動運転中の事故であっても保険をご利用いただいた場合、3等級ダウン事故となる可能性があります。また、「車両無過失事故に関する特約」でノーカウント事故と取り扱うこととしている被追突事故等のもらい事故であっても、「車両新価保険特約」等をご利用いただいた場合、3等級ダウン事故となるため、お客様に補償のメリットを感じていただきにくい状況でした。
- 「車両無過失事故に関する特約」でノーカウント事故として取り扱う対象に以下を追加し、より保険をご利用いただきやすい環境を整えます。
 - ①自動運転中に生じた事故で保険金を支払う場合
 - ②もらい事故で、車両新価保険特約や限度額引上げ払*1等により車両保険金額を上回る補償を提供する場合
 *1 車両保険金額50万円未満の車両保険について、修理費が保険金額以上となり修理を行う場合に50万円を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

【ノンフリート等級別割引・割増制度における事故の取扱い】

	改定前	改定後
自動運転中の事故	事故形態、支払保険金により、 3等級ダウン事故またはノーカウント事故	ノーカウント事故
もらい事故(被追突事故等)	ノーカウント事故 ただし、車両新価保険特約や限度額引上げ払等の適用時は3等級ダウン事故	ノーカウント事故

業界初*2

*2 2020年10月東京海上日動調べ

ただし、以下に該当する事故は従来どおり1等級ダウン事故または3等級ダウン事故として取り扱います。

- ①1等級ダウン事故として取り扱う車両事故(飛来中・落下中の他物との衝突等)
 - ②取扱説明書等で示す取扱いと異なる状況で自動運転機能を使用している間に生じた事故 等
- 本特約の正式名称を「車両無過失事故に関する特約」から「無過失事故に関する特約」に変更し、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかをご契約いただいているノンフリート契約に自動セットします。
- ※本特約で規定する自動運転中とは、システムから求められない限りドライバーが運転操作に全く関与する必要がない状態をいいます(運転中の携帯電話操作等も許容される状態を指します。なお、このような自動運転が可能な自動車は、2020年10月時点で国内では販売されておりません。)

■感染症選べるアシストの新設 (2021年3月1日以降に診断された場合に適用)

- 傷害定額に「特定感染症危険補償特約」をセットされているご契約が対象となります。
- 特定感染症によって入院保険金・通院保険金の支払対象となる場合に、マスク・消毒液等の感染拡大防止グッズのご送付とあわせ、合計5万円を上限に以下の選べる費用をご提供します。

①自宅等消毒費用 ②臨時宿泊費用 ③介護ヘルパー利用費用 ④ベビーシッター利用費用 ⑤ペットシッター利用費用

※保険の対象となる方が、2021年3月1日以降に、特定感染症を発症し入院した場合(新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けて入院通院・自宅療養した場合等)にご利用いただけます。

※選べる費用のご利用は、医師等による診断日から30日以内のご利用分に限りま。

※選べる費用ご利用にあたっての手配はお客様ご自身で行っていただき、立替費用を後日請求いたします。

また、上限額を超える費用はお客様のご負担となります。

※本サービスの詳細については、ホームページをご確認ください。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/about/assist/infection_assist.html



■その他の改定 (2021年1月改定)

下表のとおり改定を実施します。

民法(債権法)改正に伴う約款改定	2020年4月施行の民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されました。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、約款上「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。
約款上の疾病等に関する定義(ICD等)の改定および「がん」の定義の見直し	約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「国際疾病分類-腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。 また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「がん」に含むこととします。

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称	ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険 超保険	新総合保険、住まいの保険、地震保険、東京海上日動あんしん生命での引受けとなる所定の生命保険	駐車中の当て逃げ被害補償特約	衝突・接触に関する追加補償特約
住まいの選べるアシスト特約	火災・盗難時再発防止費用補償特約	ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約	事故発生の通知等に関する特約
エコミー車両保険(車対車+A)	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をセットした車両保険	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコミー車両保険(自動車・動物+A)	車両危険限定補償特約(自動車・動物)および車両危険限定補償特約(A)をセットした車両保険		

※このチラシは、2020年10月、2021年1月、2021年2月、2021年3月および2021年4月に実施の超保険改定等の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店または東京海上日動にご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定についても適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-110-894

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

0120-560-057

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-323-523

受付時間: 平日・土日祝 午前9時～午後6時(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp